

## 貸 金 庫 規 定

### 1. (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
  - ① 公社債券、株券その他の有価証券
  - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

### 2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 3. (貸金庫手数料)

- (1) 当金庫所定の貸金庫手数料（以下「手数料」という。）は、毎年4月15日（休日の場合は翌営業日）に、口座振替の方法により1年分を前払いしていただきます。

なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1カ月として、その月から月割計算により支払ってください。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から前払い分の手数料を月割計算でお返しします。

### 4. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

### 5. (貸金庫の開閉等)

- (1) 借主または借主があらかじめ届出た代理人に「貸金庫カード」（以下「カード」という。）を発行します。
- (2) 開庫にあたっては、借主または代理人がカードを操作機に挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作のうえ、正鍵を使用して行ってください。
- (3) 停電、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、当金庫所定の「貸金庫開庫票」にご氏名および届出印鑑または暗証番号をご記入のうえカードとともに窓口に提出してください。
- (4) 貸金庫格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- (5) 貸金庫の利用後は、施錠を確認してください。

### 6. (届出事項の変更等)

- (1) カードまたは印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 7. (カード、印章、鍵の喪失時の取扱い)

(1) カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおくことがあります。

(2) 正鍵を紛失した場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(3) カードを失った場合または毀損した場合は、カードの再発行に要する費用を支払ってください。

#### 8. (暗証番号、印鑑照合等)

(1) 当金庫の操作機によりカードを確認し、開庫の為の操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫その他の取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、操作機の故障等の場合に、当金庫の窓口においてカードを確認し、貸金庫開庫票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証番号または印鑑と届出の暗証番号または印鑑との一致を確認のうえ取扱いしました場合も同様とします。

(2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、契約日からカード交付までの間に貸金庫を開閉する場合等に提出を受ける貸金庫開庫票についても同様とします。

(3) 前各項において使用される正鍵について、当金庫は確認する義務を負いません。

#### 9. (損害の負担等)

(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。

このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害をうけたときは、その損害を賠償してください。

#### 10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

#### 11. (解約等)

(1) この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。

なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。

第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が手数料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
  - A. 暴力団
  - B. 暴力団員
  - C. 暴力団準構成員
  - D. 暴力団関係企業
  - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前(2)項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて、自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項または第2項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 手数料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。

この場合、不足額が生じたときは、当金庫から請求がありしだい支払ってください。

12. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

13. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14. (譲渡、転貸等の禁止)

(1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

(2) カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

15. (規定の変更)

(1) この規定の内容については金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上